

情報・システム研究機構研究活動に係る行動規範

平成20年1月11日
機構長裁定

この行動規範は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「本機構」という。）において研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）及び機構構成員の責任ある行動として共通認識を有すべき事項を行動規範として定め、この規範の遵守を徹底することにより、本機構における研究活動が高い倫理性を持って行われることを目的とする。

（研究者の責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の発展に貢献する。

（研究者の行動）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

3 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究協力者への配慮)

7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

(実験動物への配慮)

8 研究者は、動物実験を実施するに当たり、国内ガイドラインと機構内規程を遵守し、動物福祉に配慮して、これを行う。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(法令の遵守)

12 研究者はじめ機構構成員は、本機構の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、法令、通知及び本機構諸規則等を遵守する。